

本学で申し込みができる奨学金について

本学では、以下の各種奨学金を新規で申し込むことができます。

「1.高等教育の修学支援新制度における給付奨学金+授業料減免」と「2.日本学生支援機構貸与奨学金」は、高校3年生の時点で、予約申し込みすることができます。

詳細は、在籍する高校にお問い合わせください。

〈各奨学金等の概要〉

1. 高等教育の修学支援新制度における給付奨学金+授業料減免（学部生のみ）

修学支援法に基づいて令和2年4月から実施された、給付奨学金と授業料減免がセットになった新制度です。給付奨学金と授業料減免対象者の要件は一致しており、日本学生支援機構の給付奨学金の認定を受けた方は、大学の授業料減免対象者としてみなされます。

（支援区分と金額の目安）

対象	支援区分	給付月額		授業料免除・減額（上限額）	
		自宅	自宅外	入学金	授業料
住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生	第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	282,000円	535,800円
	第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	188,000円	357,200円
	第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	94,000円	178,600円

※一部対象にならない場合があります。

※給付奨学金と第一種奨学金を併用する場合、第一種奨学金の月額が調整されます（減額又は増額）。

2. 日本学生支援機構 貸与奨学金(定期採用)（学部生・大学院生対象）

貸与奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対して貸与されます。奨学金の貸与終了後は返還の義務が生じます。「第一種奨学金」（無利子）と「第二種奨学金」（有利子）があり、採用されると原則標準修業年限まで貸与を受けることができます。

種類	貸与月額		返還時の利子
	自宅	自宅外	
第一種奨学金	20,000円 または 30,000円 または 45,000円	20,000円 または 30,000円 または 40,000円 または 51,000円	なし
第二種奨学金	20,000円～120,000円までの1万円単位の金額の中から選択		あり（年3%が上限）
入学時当別増額貸与奨学金（第二種奨学金）	10～50万円のうち10万円単位で選択		あり（年3%が上限）

※一部対象にならない場合があります。

3. 山梨県看護職員修学資金（看護学部生・大学院生対象）

この修学資金は、看護職員の養成施設に在学する方で、卒業後、山梨県内で看護職員の業務に従事しようとする方に対して、山梨県が無利子で修学資金を貸与する制度です。

対象	貸与月額	利子	免除
卒業後、山梨県内において看護業務に従事しようとする意志をもつ看護学部生。	32,000円	無利子	卒業後すぐに看護職員の免許を取得し、直ちに県内の指定する医療機関において看護職員の業務に一定の期間従事した場合は、貸与金額の全額または一部の返還が免除されます。

4. 山梨県介護福祉士等修学支援資金（福祉コミュニティ学科指定資格養成課程履修生対象）

社会福祉士の資格を取得し、卒業後山梨県内において介護福祉施設等で指定の業務に従事する意思が強い方に貸付される修学資金です。基本的には返還の義務がありますが、一定条件を満たせば、一部または全額返還免除になる場合があります。

対象	貸付月額	利子	免除
卒業後、山梨県内において指定業務に従事しようとする意志をもつ福祉コミュニティ学科・社会福祉士課程履修生。	月：50,000円以内 入学準備金：20万円以内（初回のみ） 就職準備金：20万円以内（最終回のみ） 国家試験受験対策費用：4万円以内（1年度当たり）	なし	卒業後すぐに1年以内に山梨県内で指定業務に従事し、引き続き5年間指定業務に従事した場合、貸与金額の全額または一部の返還が免除されます。

5. 赤尾育英奨学会（学部生のみ）

山梨県内の大学に在学する学生のうち、学業・人物・ともに優秀で、かつ健康であり、学資の支弁が困難と認められる方に支給される奨学金です。原則として返還の義務はありません。

支給額	採用予定者数	支給期間
4万円/月	2名以内（1年生及び令和元年度当財団奨学生（第3学年進級時））	令和3年4月～令和5年3月までの2年間